

## 政治と金の問題について

三二二一字

公明党の山名靖英でございます。

この予算委員会集中審議、政治と金が中心のテーマでもあろうかと思いますが、私は、もう少し冷静に、角度を変えまして、提言を含めて、総理並びに係大臣に質問をさせていただきたいと思えます。

政治と金の問題につきましては、この大変不祥事ともいうべき事態がいつまで続くんだ、もういいかげんにしてもらいたいというのは、やはり国民皆さんの気持ちではないかと思えます。かつて、金をめぐり、また秘書給与をめぐり、また選挙違反をめぐって多くの我々の同僚がこの国会から去っていったことは、国民、有権者、支持者の皆さんの期待を裏切るものであって、極めて残念な事態と言わざるを得ません。したがって、この問題につきましては、これからも引き続きしっかりと論議をしていかなければなりませんけれども、やはり泥仕合にはならない。まじめに論議をしつつ、改革すべきところは的確に改革をしていく、こういった真摯な取り組みが大事であります。

我々政治家は、やはりどの世界よりもクリーンが求められている。それは、国民の幸せのために法律をつくり、そして国民をリードしていく重責があるがゆえに、また厳しい自己淘汰がまた求められるわけでありまして、そういった意味でも、私は、今後とも我々とし

てもしっかりとこの問題について取り組んでいきたい、このように決意しております。

政治資金規正法というのは、規制という制ではなくて、正すという正であります。当然、入りと出というこの二極を明確にしていく、国民の前にガラス張りにしていく、これが本来政治資金規正法の立法の趣旨であるはずでありまして、そういった意味では、入りを、そして出を、クリーンに透明性を持って公明正大にやっていく、こういう改革のための総理としてのリーダーシップがやはり必要ではないかと思えます。

総理は、もう少しで総理就任最長不倒距離と言われております、今日まで多くの改革に手を尽くされてまいりました。そして、郵政民営化がその改革の本丸、このようにおっしゃっておりますが、それも大事でしょうけれども、やはりこの小泉内閣の期間に、政治への信頼を取り戻せた、国民の政治への信頼が大きく向上した、こう言われる改革、そのためのリーダーシップをぜひとっていただきたい、このように総理にお願い申し上げますが、まず総理からの御決意、御所見を伺いたいと思えます。

小泉内閣総理大臣 各種選挙法を初め政治資金規正法が改正されました、国民の政治を見る目も厳しくなり、さきの選挙におきまして、その法律を守らず、議員辞職に追い込まれた議員も何人か出ております。それだけ、選挙法におきまして、政治資金規正法におきまして、厳しく改正されたんだと思っております。

不断の改革が必要でありますし、現在の議論を聞いていまして、

果たして公務員は、政治活動なり選挙活動を厳しく制限されているにもかかわらず、かなり公然と、政治闘争と称して政治活動、選挙運動をしているのじゃないかという疑問も投げかけられております。公務員は国民全体の公僕でありまして、一方の政党に偏るといふことは行政がゆがめられるということから、こういう点についても今後より一層議論が必要だと思えます。

また、政治資金規正法におきましても、政党活動の自由をいかに保障するか、そして政治資金規正法が、どのように国民のもとに明らかになるかという点につきましても、よく議論を、各党各会派、その政党活動、それぞれ違います、政党によって方法が違います、個人によって方法が違います。そういう点におきましても、政争の具にしないで、率直に、民主主義の発展のために何が必要か、どの程度の政治活動の自由が許されるのか、どういう点を規制しなければならぬかということをも少し両面から考えていただきたい。野党は与党の批判ばかり、与党は野党の批判ばかり、そういうことでなくて、お互い政治活動はどうあるべきかという観点から冷静に議論を進めていただきたいと思っております。

山名委員 昨年の臨時国会で政治資金規正法改正案が出されましたが、残念ながら継続となりました。この入りと出の透明性、それを確保するための一歩前進の法案だと思っておりますが、この予算が成立した暁には、委員会の最優先テーマとして、この政治資金規正法、倫理・選挙特別委員会になるのかと思えますが、ぜひ成立を図らなければならないと思っておりますので、与野党こそってこれ

は取り組みをしたいと思えます。

そこで、私は、今回の改正もさることながら、さらに今後ともこの問題について明確にしていかなければならないテーマの一つに、いわゆる公共事業受注業者からの献金問題、これはやはりこの際きちつと是正をすべきではないか。業者と企業と政治家あるいは政党との癒着、政策を金で買うとか、こういうことを言われておりますが、少なくとも、金額の多寡ではなくて癒着というところに問題が残るわけでありまして、やはり公共事業入札等が絡む、こういったことにもなりかねない。これは国民感情からいっても疑念の残るところでありまして、私は、この際、こういったことも論議をすべき問題ではないかというふうに思っております。

それとともに、私は、議会制民主主義の政治への参加の対価として政治資金あるいは寄附、献金、これを否定するものではありませんけれども、先ほど申しましたように、その対価を受ける以上、献金を受ける以上、寄附を受ける以上は、その使途をやはり明確にしなければならぬ。この入りと出を、さらに国民の信頼を勝ち取るための方策としては、やはりここで政党も、あるいは政治団体も我々政治家も、いわゆる外部監査制度、これを取り入れて、きちつとした形のものにしていかなければならぬだろう。

先ほど自民党の議員とから内規の話が出ました。自民党としても極めて厳しい内規を設けながら今後律していこうということですが、ある意味では、内規が設けられれば法制定も当然可能なわけでありまして、こういったことも含めながら、襟を正して政治家

自身がこれから歩んでいく、そのための方途として、公共事業受注業者からの政治献金、あるいは外部監査制度、こういった導入を図ってはどうかというふうに思っておりますけれども、総理の御見解をお聞かせいただきたいと思えます。

小泉内閣総理大臣 この点について何度か議論が行われましたけれども、結局、公共事業の範囲の限定が難しい。公共事業はたくさんあります。そういう中の公共事業の範囲が難しいという理由から、広く一般に、同一企業等から同一の政党支部に対する年間の寄附額に上限を設けようという内容になったわけでありまして。これによって、結果として、特定の公共事業受注企業等と特定の政党支部との癒着を防止することができると考えた。しかし、この点についての野党の改正案は、その後成立していないんです。

政治資金につきましては、広く薄く公正に政治資金を得ることを可能とするルールづくりをする必要がありますので、この基本的な考え方に従いまして、今後、各党各会派間で十分に議論を深めていただきたいと思います。

山名委員 ある意味での上限を設け、そして公共事業といっても相当の範囲があることは事実であります。しかしながら、これは論議の上で乗り越えられるテーマだと私は思っております、お話にありますように、これは超党派でしっかりこれからまた論議をしていかなければならないと思っております。

次に、ちよつと角度を変えまして、最近、我が国もIT時代を迎えまして、インターネット等、極めて国民の間に浸透をいたしてお

りまして、国民のおよそ五千万以上がもう既にインターネットを活用している、こういう実態でもございます。当然、インターネットを使った選挙活動、こういったものを視野に入れて実現を検討すべき、こういう段階ではないかというふうにも思っております。

アメリカの大統領選挙あるいは議員選挙、韓国の大統領選挙におきましてもネットが解禁されております、広く国民に情報を知り、そして政策、その人柄等をPRする上で極めて有効な媒体、手段として用いられているわけでありまして。韓国の盧武鉉大統領はインターネットで勝った、このように言われるほど大いに活用されている。

確かに、このインターネットの活用による